

会 議 録

会議の名称	玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会 第6回会議
開催日時	平成18年 7月 4日（火） 午後 1時30分から 午後 3時 分まで
開催場所	玉村町役場 3階 大会議室
出席者	審議会委員 12名 審議会幹事 4名 事務局 5名 以上21名
会議の議題	1. 議題 1) 第5回審議会 議事録の確認について 2) " 審議内容確認 " 3) 答申について その他 1) 第5回会議録の公開について
会議経過	別添のとおり
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議資料	別添のとおり

会 議 経 過

1. 開会

・事務局 皆さん、本日は暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、玉村町自治基本条例に関する審議会第6回会議を始めさせていただきます。それでは、最初に会長からご挨拶をいただき、議事の進行をお願いします。

・会長 皆さん、こんにちは。今回の審議会で審議は終了となりますので、第5回審議会で継続審議となっている事項について本日はご協議いただき、近日中に町長に答申したいと考えています。それでは議題に入ります。

2. 議題

1) 第5回審議会 議事録の内容について

・会長 会議通知と一緒に送付してある前回の議事録について、ご意見等があったら事前に事務局まで報告することになっておりますが、書面では報告がありませんでした。なにか気が付いたことがありましたらこの場で報告願います。

(意見なし)

ないようですので議題の2)へ進みます。

2) 第5回審議会 審議内容について

・会長 前回の審議会で継続審議となっているものは、お配りしている答申案の第2条(6)として「外部評価」を加えてはどうかということと、第9条3項として「わたしたち住民はまちづくり等に対して評価する権利を有します。」を加えるかどうかということです。

・事務局 今回は第5回審議会に出席していなかった幹事の皆さんにも出席していただいておりますので、少し補足をさせていただきます。第25条第2項に「前項の評価にあたっては、外部評価を含め最もふさわしい方法を採用します。」とありますが、この「外部評価」とは漠然としていて何を指しているのか分かりづらいので、第2条(6)として、用語の定義をしてはどうかと意見がありました。このことについては事務局で検討したのですが、用語の定義をしている言葉は、この条例案に何カ所も出てくる用語について規定していますが、外部評価という言葉は25条の2項に1カ所しか出てきませんので用語の定義は必要ないと考えます。必要であれば25条の条文中の「外部評価」を他の言葉に読み替えて説明することでどうでしょうか。この部分の検討をお願いしたいと思います。

・会長 事務局から意見がありました。それでは、関連がありますので、第2条及び第25条についての協議をお願いします。

・委員 第9条第1項で「わたくしたち住民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有します。」とあり、住民はまちづくりの計画立案段階から最終の評価まで参加する権利を有することになっているので、第1段階はこれでいいと思います。さらに、第2段階として、第25条で、専門的なことに対しては「外部評価」を取り入れることとしているので、原案どおりでいいのではないのでしょうか。

・委員 私も原案どおりでいいと思います。

・委員 参画の定義として、住民が評価まで行う権利があることを謳っているので、住民評価を含めての「外部評価」ですから、2条、25条とも原案どおりでいいと思います。

・会長 それでは第2条と第25条は原案どおりでよろしいでしょうか。

(全員賛成)

それではもう1つの審議事項として第9条の第3項に「わたくしたち住民はまちづくり等に対して評価する権利を有します。」を加えてはどうかということについて、みなさんご意見をお願いします。

・幹事 参画には評価することまで含まれているので、理屈から言えば3項はいらないと思いますが、こういった議論を行うことが大切なことで、条例ができあがった後、3項を読んだときに、住民は評価をする権利があるんだということを強調していることが読み取れると思います。自治基本条例は、かたちばかりに捕らわれてできあがった後に机にしまい込まれることがないように、誰にも分かりやすくすることが大切だと思います。

・幹事 体裁のみを考えるのであれば、参画の中に評価も含まれているから加えなくてもいいと思いますが、住民が評価をする権利があるということを強調するのであれば、加える意味はあると思います。

・委員 住民が評価をする権利を持っているという意識付けという意味では、加えていいと思います。

・委員 強調するという意味ではだぶってもいいと思いますが、最高規範性を有する条例ということであれば、ある程度かたちにもこだわったほうがいいのではないのでしょうか。

・幹事 さきほど言いましたとおり、整いすぎたものではなくても、議論のきっかけになればいいと考えます。

・委員 私も評価する権利を加えたほうがいいと思います。

・委員 だぶってしまうのが問題ならば、第9条第1項の参画という言葉に「まちづくりの計画の立案、策定、実施、評価等に参加する権利を有します。」としてはどうでしょうか。

・幹事 参画という言葉には様々な意味が含まれており、こだわりがある部分なので変えないで欲しい。

・会長 いろいろ意見が出されましたが、参画という言葉のなかに評価する権利も含まれてはいるけれども、強調する意味で、第9条第3項として「わたくしたち住民はまちづくり等に対して評価する権利を有します。」を加えるということではいいでしょうか？

・幹事 「まちづくり等」の「等」は削除していただけないでしょうか？自治基本条例はまちづくりのための条例で、他の条文中にも「まちづくり等」という言葉はでてきませんので。

・会長 そうですね。他の条文にも「まちづくり等」とは書かれていませんので「等」は削除して第3項を加えるということではいいでしょうか。

(全員賛成)

ありがとうございました。以上で審議は終了しましたので、本日審議した内容で答申書を作成し、町長に提出いたします。提出する答申書の確認については、みなさんにまたお集まりいただくのも大変ですので、私と副会長に一任して頂けますでしょうか？

(全員異議なし)

それでは責任を持って確認し、町長に提出いたします。続いて3. その他について事務局お願いします。

・事務局 第5回会議録の公開について、訂正等の連絡はありませんので、いつものとおり町ホームページに公開してよいでしょうか。

(全員了承)

なお、委員のみなさまには答申書と審議経過の説明資料、本日の審議会議事録を送付します。

・会長 町長から諮問を受け、委員のみなさまと審議を重ねてきました。幹事の皆様にも大変なご苦勞をいただき草案を作成していただき、ありがとうございました。本日の審議内容も含め、事務局で答申書を作成し、来週早々にも町長・議長に答申したいと思います。

・事務局 それでは自治基本条例審議会を閉じさせていただきます。みなさんたいへん

ありがとうございました。